

重要事項説明書

居宅介護支援事業所

「自生園相談室」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1770300034号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況やご契約者または利用者、そのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 自生園
(2) 法人所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
(3) 電話番号 (0761) 65-1800
FAX (0761) 65-1837
(4) 代表者氏名 理事長 木崎 馨雄
(5) 設立年月 昭和55年4月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法令に従い、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスの適切な利用をすることができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。また、介護保険施設への入所を要する場合にあっては施設への紹介、その他便宜の提供を行うことを目的とします。
(3) 事業所の名称 自生園相談室・平成12年3月15日指定
指定事業所番号 1770300034
(4) 事業所の所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
(5) 電話番号 (0761) 65-3363
(6) 事業所長（管理者）氏名 森本 妙子
(7) 当事業所の運営方針

一 事業所の介護支援専門員は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、心身の特徴を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健・医療・福祉サービスを総合的かつ効率的に提供できるよう配慮します。また、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正、中立に行ないます。

二 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることを説明します。

三 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

四 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

五 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(8) 開設年月 平成11年9月7日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小松市、加賀市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日 8月15日、12月31日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※営業時間外であっても、24時間オンコール体制をとっています。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	0名	1名
2. 介護支援専門員	6名	0名	1名
内、主任介護支援専門員	2名	0名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

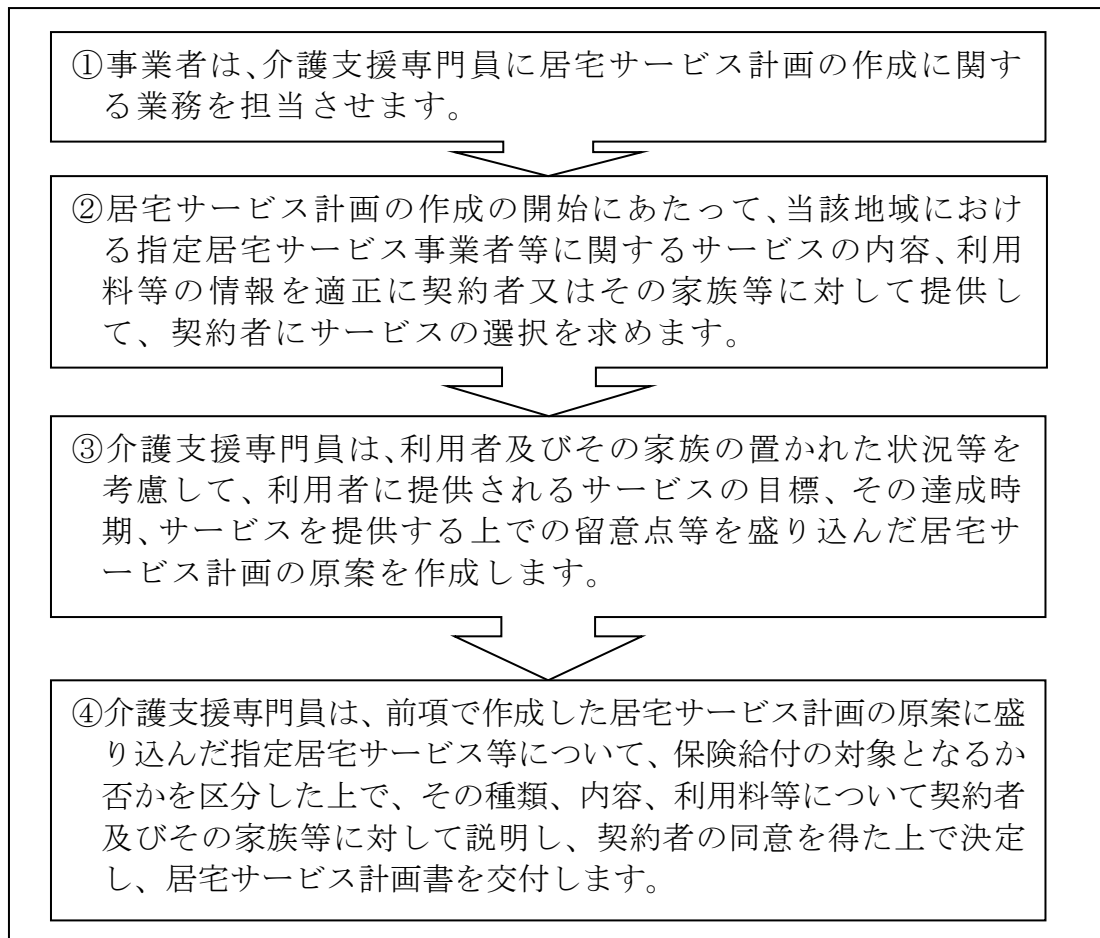
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②サービス担当者会議の開催

利用者の状況に応じ、介護サービスの提供が確保されるように、サービス事業者等との担当者会議を必要に応じ開催いたします。

③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し、1月に1回、利用者宅を訪問し、利用者に面接します。1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は、介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納や自立と判定された場合等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をご契約者がいったんお支払い下さい。

利用者の要介護度	要介護度 1・2	要介護度 3～5
取扱件数 45 件未満	10,860 円	14,110 円
取扱件数 45 件以上 60 件未満	5,440 円	7,040 円
取扱件数 50 件未満 情報通信機器の活用または事務職員 を配置した場合	10,860 円	14,110 円
取扱件数 50 件以上 60 件未満 情報通信機器の活用または事務職員 を配置した場合	5,270 円	6,830 円

☆前 6 ヶ月間に作成したケアプランで、訪問介護サービス等について、特定事業所の割合が 80 %以上を占める場合には、特定事業所集中減算として 2,000 円を減じます。

☆以下の場合は、**初回加算**として、3,000 円を加算します。

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成した場

合

- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合

☆以下の要件を満たす場合、**特定事業所加算（Ⅰ）**として、5,190円を加算します。ただし、特定事業所加算（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（A）を算定する場合は、本加算を算定しません。

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 月の利用者の総数のうち、要介護3～5の利用者の割合が40%以上であること。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満（情報通信機器の活用または事務職員を配置した場合は50件未満）であること。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

☆以下の要件を満たす場合、**特定事業所加算（Ⅱ）**として、4,210円を加算します。ただし、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅲ）及び（A）を算定する場合は、本加算を算定しません。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④及び⑥から⑬を満たすこと
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること

☆以下の要件を満たす場合、**特定事業所加算（Ⅲ）**として、3,230円を加算します。ただし、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（A）を算定する場合は、

本加算を算定しません。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）の③、④及び⑥から⑬を満たすこと
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること
- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

☆以下の要件を満たす場合、**特定事業所加算（A）**として、1,140円を加算します。ただし、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定する場合は、本加算を算定しません。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）の③、④及び⑥から⑬を満たすこと
- ・特定事業所加算（Ⅰ）の④、⑥、⑪及び⑫については、事業所間連携でも可
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること
- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を1名＋1名（非常勤及び兼務でも可）以上配置していること。

☆以下の要件を満たす場合、**特定事業所医療介護連携加算**として、1,250円を加算します。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得
- ・退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上
- ・ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定

☆以下の場合は、**入院時情報連携加算（Ⅰ）**として、1月に1回を限度として2,500円を加算します。

- ・利用者が入院するに当たって、入院した日のうちに、当該病院等の職員に対して、心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合

☆以下の場合は、**入院時情報連携加算（Ⅱ）**として、1月に1回を限度として2,000円を加算します。

- ・利用者が入院するに当たって、入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院等の職員に対して、心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合

☆以下の場合は、**退院・退所加算**として、入院又は入所期間中につき1回を限度として以下の表のとおり加算します。ただし、初回加算を算定する場合は、本加算を算定しません。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	×	9,000円

- ・利用者が病院等又は介護保険施設等より退院・退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該病院等又は介護保険

施設等の職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービスの利用に関する調整を行った場合
ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

☆以下の場合、**通院時情報連携加算**として、500円を加算します（1月に1回を限度）。

- ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

☆以下の場合、**緊急時等居宅カンファレンス加算**として、1月に2回を限度として2,000円を加算します。

- ・病院等の求めにより、当該病院等の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

☆以下の場合、**ターミナルケアマネジメント加算**として、4,000円を加算します。

- ・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）又は回復の見込みがないと診断された利用者を対象として、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者またはその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ情報を提供した場合

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

自生園相談室（担当者） 森本 妙子 [職名] 管理者
 （解決責任者）福田 武 [職名] 居宅サービス部長
 電話 (0761) 65-3363

○受付時間

毎週月曜日～金曜日
 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 長寿介護課	所在地 石川県小松市小馬出町91 電話番号 (0761) 24-8149 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 石川県金沢市幸町12-1 電話番号 (076) 231-1110 受付時間 9:00～17:00
石川県社会福祉協議会	所在地 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 (076) 234-2556 受付時間 9:00～17:00

8. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施年月日	—
評価機関	—
結果の開示状況	—

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
 - ③ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き、必要な措置を講じます。
 - ⑤ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務） その他、個人情報の保護に関する法律を遵守します。
 - ⑥ ご契約者または利用者、その家族等から物品等（御中元、御歳暮、お礼等）は一切いただきません。

2. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、事故の状況や採った処置を記録します。

3. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合に

は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者または利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

5. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者または利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

付則

令和	元年	10月	1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和	3年	4月	1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和	3年	12月	1日	理事長交代に伴う一部改定
令和	4年	4月	1日	人事異動に伴う一部改定
令和	5年	4月	1日	管理者変更等に伴う一部改定
令和	5年	9月	28日	苦情解決責任者変更等に伴う一部改定
令和	6年	4月	1日	介護保険法改正に伴う一部改定